

○鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助規則

令和5年2月3日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、鶴居村がクラウドファンディング（特定の事業等への支援を目的に、インターネット等を通じて広く不特定多数の人から資金調達を行うことをいう。）を活用し、全国から寄附を募り（以下「ガバメントクラウドファンディング」という。）、集まった寄附を財源とした補助金により、地域活性化につながる特色ある事業を行う者（以下「活動事業者」という。）へ支援を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号すべてに該当する事業とする。

(1) 鶴居村総合計画に掲げるむらづくり施策に資する事業で地域活性化につながる特色ある事業、又は村内で事業拡大や新商品開発等に取り組もうとする事業

(2) 寄附金の目標金額を100万円以上とする事業

(3) 寄附金が目標金額に達しない場合でも実施する事業

2 前項に該当する事業のうち、次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業から除く。

(1) 宗教的、政治活動を目的とした事業である場合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、村内に主たる事務所を置き、前条の補助事業をする団体及び事業者とする。

2 前項に該当する者のうち、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

(1) 村税及び公共料金を完納できていない者

(2) 村長が不相当であると認めた者

(事業計画書等の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、事業計画認定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票、法人の場合は登記事項証明書

(3) 村税の納税状況を確認できる書類

(4) その他村長が必要と認める書類

(認定対象事業の選定及び認定の決定)

第5条 前条の規定により提出された事業は、村長が別に定める鶴居村クラウドファンディング活用支援事業実施要領に基づき審査するものとする。

2 村長は、前項の審査の結果を受けて、補助金を交付することが適当であると認める事業（以下「認定事業」という。）を決定するものとし、その結果を速やかに当該申請者に対し、鶴居村クラウドファンディング活用支援事業認定事業決定（不採択）通知書（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、村長は、認定事業に必要と認められる条件を付することができる。

(認定の取消し)

第6条 村長は、前条第2項の認定を受けた者（以下「認定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、認定を取り消すことができる。

(1) この規則に違反した場合

(2) 偽りその他不正な手段により認定を受けた場合

(3) 補助事業を中止し、又は廃止した場合

(4) 村長が不相当であると認めた場合

(ガバメントクラウドファンディングによる寄附募集の実施)

第7条 村長は、第5条第2項に規定する認定事業について、ふるさと納税制度によるガバメントクラウドファンディングを活用して、鶴居村が登録しているインターネットポータルサイトに掲載し、一定期間、資金提供者からの寄附を募るものとする。

(補助対象経費)

第8条 補助金の対象経費は、原則として、第2条第1項に定める事業にかかる投資、又は活動経費とする。ただし、次の経費は補助対象経費から除くものとする。

(1) 補助対象事業において、国、道その他の機関等から補助金、負担金その他これらに類するもの（以下「補助金等」という。）の交付を受けた補助金等の金額に相当する額

(2) 鶴居村が適切でないと認める経費

(補助金の交付対象額)

第9条 村長は、認定者に対して、第7条で集まった寄附金の額から、寄附募集にかかる手数料等を差し引いた金額を補助金の交付対象額（以下「交付対象額」という。）とする。

2 前年度、同様の事業を実施した者が本年度も事業を実施する場合、前年度、前項の定めにより算出された交付対象額と第15条の定めにより提出した実績報告の補助金の交付額に余分な差額（以下「前年度繰越額」という。）が生じていれば、申請年度の交付対象額として加算することができる。

(補助金の交付申請)

第10条 認定者は、補助金等交付申請書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 事業計画に係る経費の見積金額等が分かる資料

(2) その他村長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、村長が別に定める期間内において提出するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第11条 村長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、補助金の額を決定し、鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、村長は事業の遂行上必要があると認めるときは、その全部または一部を概算払いにより交付することができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする団体等は、鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助金概算払申請書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第13条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の内容に関し計画を変更しようとするときは、鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助金変更申請書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

2 前項で定める申請は、別表に掲げる軽微な変更については申請を要しない。

(変更の承認)

第14条 村長は、前項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助金変更（中止）承諾通知書（様式第8号）により、その審査結果を通知す

るものとする。

(実績報告)

第15条 認定者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日以内、または補助事業を実施した会計年度末日のいずれか早い日までに、村長に提出しなければならない。

(補助金に係る帳簿等の保存)

第16条 活動事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この規則に定めるものの他、必要な事項は村長が別に定める。

別表（第13条関係）

区 分	説 明
事業費の変更	補助金額に変更の生じない事業費の変更
補助金額の減額	決定済みの補助金額に比して30%以内の補助金額の減額
事業期間の変更	事業期間が事業年度内の日程で変更

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

鶴居村長 様

（申請者）

住所

名称等

⑩

鶴居村クラウドファンディング活用支援事業に係る事業計画認定申請書

下記のとおり鶴居村クラウドファンディング活用支援事業を実施したいので、鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助規則第4条第1項の規定により、事業認定されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名称

2 事業の着手及び完了予定年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 事業の目的

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 住民票（個人）または登記事項証明書の写し（法人）
- (3) 村税の納税状況を把握できる書類
- (4) その他（ ）

様式第2号 (第4条関係)

事業計画書

事業実施者	
事業名称	
寄附目標額	円
前年度繰越額	円
予定事業期間	事業開始： 年 月 日 事業完了： 年 月 日
事業概要・目的	
事業効果	
その他	

添付資料：事業収支予算書

号
年 月 日

様

鶴居村長

⑨

鶴居村クラウドファンディング活用支援事業認定事業決定（不採択）通知書

年 月 日付で申請のあった事業計画の認定申請について、下記のとおり認定事業とすることを決定（不採択）したので、鶴居クラウドファンディング活用支援事業補助規則第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業実施者
- 2 事業名称
- 3 決定の条件
- 4 不採択の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、村長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

鶴居村長 様

(申請者)

住所

名称等

㊟

鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助金交付申請書

年 月 日付で認定事業の決定を受けた事業について、下記のとおり事業を実施したいので、鶴居クラウドファンディング活用支援事業補助規則第10条第1項の規定により、補助金の交付をされたく関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名称

2 補助金交付申請額 金 円
(内前年度繰越額 円)

3 事業の着手及び完了予定年月日

着手 年 月 日
完了 年 月 日

4 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

区分	事業費 (A)+(B) 円	負担区分			備考
		村補助金(A) 円	補助率	その他(B) 円	
合計					

※注 1 「区分」欄の事業費内訳は、別表の事業種目により記入すること。

2 事業費は、補助対象事業費とする。なお、備考欄に消費税相当額を記入

5 収支予算

(1) 収 入

区 分	予 算 額	備 考
村補助金	円	
そ の 他		
計		

(2) 支 出

区 分	予 算 額	備 考
事 業 費	円	
計		

6 添付書類

(1) 事業計画に係る経費の見積金額等が分かる資料

(2) その他 ()

号
年 月 日

様

鶴居村長

⑩

鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金交付申請について、下記のとおり交付（不交付）することを決定したので、鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助規則第11条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件
- 3 不交付の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、村長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号 (第12条関係)

年 月 日

鶴居村長 様

(申 請 者)

住 所

名称等

㊞

鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助金概算払申請書

年 月 日付で鶴居村第 号で補助金の交付決定を受けた鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助金について、概算払いを受けたいので鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助規則第12条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 概算払い申請額 金 円
- 3 概算払いを受けたい理由

年 月 日

鶴居村長 様

(申 請 者)

住 所

名称等

㊞

鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助金変更申請書

年 月 日付け鶴居村第 号指令で交付決定を受けた事業について、下記のとおり事業内容を変更したいので、鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助規則第13条第1項の規定により、その承認を申請いたします。

記

1 補助金交付申請額 金 円 (増加 ・ 減少 ・ 変更無し)

2 事業の着手及び完了予定年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 変更内容

4 事業の内容及び経費の配分

(1) 総 括

区 分	事 業 費 (A)+(B) 円	負 担 区 分			備 考
		村補助金(A) 円	補助率	その他(B) 円	
合 計					

※注 1 「区分」欄の事業費内訳は、別表の事業種目により記入すること。

2 事業費は、補助対象事業費とする。なお、備考欄に消費税相当額を記入

5 収支予算

(1) 収 入

区 分	予 算 額	備 考
村補助金	円	
そ の 他		
計		

(2) 支 出

区 分	予 算 額	備 考
事 業 費	円	
計		

6 添付書類

(1) 経費の内訳等が分かる資料

(2) その他 ()

年 月 日

様

鶴居村長

⑨

鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助金変更（中止）承諾通知書

年 月 日付けで提出のあった補助金変更（中止）承認申請について、下記のとおり決定したので、鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助規則第14条第1項の規定により通知します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）後の補助金等の額

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、村長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

鶴居村長 様

住 所
報告者 名称等 印

鶴居村クラウドファンディング活用支援事業実績報告書

年 月 日付け鶴居村指令第 号で交付の決定通知（補助金の変更交付の決定通知）がありました事業について、鶴居村クラウドファンディング活用支援事業補助規則第15条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業完了年月日

年 月 日

2 収支精算

(1) 収 入

区 分	予 算 額(A)	精 算 額(B)	割引 増△減(A)- (B)	備 考
村補助金	円	円	円	
その他				
計				

※注 予算額欄は、前回申請書（重要変更を含む）に記入したとおりとする。

(2) 支 出

区 分	予 算 額(A)	精 算 額(B)	割引 増△減(A)- (B)	備 考
	円	円	円	
計				

(3) 収支精算

区 分	村補助金 交付決定額	精算事業費	補助率	精算補助額	差引村補助金 未受領（返還）額
	円	円		円	円
計					

3 添付書類

- (1) 補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書、振込用紙等）
- (2) 補助対象経費に係る完了写真
- (3) その他（ ）